

理由

事件記録等の特別保存に関し、対象とする事件の種類を追加するために必要な事項を定める必要がある。
これが、この規則を制定する理由である。

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等の特別保存に関する規則(令和五年最高裁判所規則第九号)

新

(特別保存に付する認定を行う者)

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類(次号から第四号まで

旧

(特別保存に付する認定を行う者)

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類(次号から第四号まで

に掲げるものを除く。) 当該事件の第一審裁判所(別表第一の二十九の項に掲げる事件にあつては、当該事件を担当する執行官の所属する地方裁判所)

二〇五 (略)

別表第一(第二条、第三条関係)

	事件の種類
一〇二十八 (略)	
二十九	執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)第十七条第一項の執行記録が作成された事件

に掲げるものを除く。) 当該事件の第一審裁判所

二〇五 (略)

別表第一(第二条、第三条関係)

	事件の種類
一〇二十八 (同上)	
(新設)	

三十	刑事損害賠償命令事件
三十一	<p>その他の事件で、最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集又は最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が掲載されたもの</p>

	(新設)
	(新設)

民事訴訟法その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件に関する委任

民事訴訟法（平成8年法律第109号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件（電磁的記録により事件記録を構成する事件に限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日前に督促オンラインシステムにより申し立てられた事件を除く。）に関する下記の事項については、最高裁判所事務総長に委任する。

記

- 1 事件の受付及び分配、手数料の納付、申立ての手数料として提出された収入印紙の管理並びに提出された郵便切手の管理に関する事項
- 2 事件記録の管理及び管理の引継ぎ、民事訴訟法その他の法令の規定により書面等に記載された事項をファイルに記録した後の書面等の取扱い並びに事件に関する電磁的記録又は書類で事件記録とすることを要しないものの取扱いに関する事項
- 3 事件の係属中及び終局時の事件管理システム（裁判所職員が事件の管理のために用いる情報システムをいう。）への事件の管理に関する事項の記録に関する事項
- 4 電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程第5条及び第6条第3項において最高裁判所が定めることとされている事項
- 5 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和37年最高

裁判所規程第3号) 附則第3項において最高裁判所が指示することとされている事項

6 事件関係の帳簿及び諸票の備付け等に関する事項

7 電子調書の記録事項及び記録方法に関する事項